

和田川浄水場の電力調達に係る仕様書

1 概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 需要場所 | 和田川浄水場（以下「浄水場」という。）
富山県高岡市島新 137 |
| (2) 業種・用途 | 浄水場 |

2 電力需給期間（電力調達期間）

令和9年4月1日午前0時から令和10年3月31日24時まで（1年間）

3 使用電力及び使用電力量

- (1) 使用電力
- | | |
|--------------|-------|
| ア 高圧電力 | 635kW |
| イ 予備電力（予備電源） | 635kW |
- (2) 予定使用電力量
- ア 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの予定使用電力量 3,237,000kWh
- イ 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月までの月別予定使用電力量は、別紙 9「浄水場の予定使用電力量」のとおり。
- ただし、需給期間中に実際に使用する電力量を保証するものではない。
- (3) 使用電力量実績
- 過去 2 年間の 30 分毎の使用電力量実績は、別紙 10「浄水場の使用電力量実績」※のとおり。
- ※ 本資料は、様式集及び記載要領に定める守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に貸与する。

4 仕様

- | | | |
|--|---------|---|
| (1) 高圧電力 | | |
| ア | 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| イ | 供給電圧 | 6,000V |
| ウ | 需給地点 | 一般送配電事業者の電柱から引き込みした富山県企業局（以下、「企業局」という。）の構内第 1 柱の第 1 支持点碍子負荷側の最初の電線接続点 |
| エ | 財産分界点 | 需給地点と同じ |
| オ | 保安責任分界点 | 需給地点と同じ |
| カ | 計量電圧 | 6,000V |
| キ | 標準周波数 | 60Hz |
| (2) 予備電力（予備電源） | | |
| 常時供給設備等の補修または事故により不足電力が生じた場合、常時供給変電所以外 | | |

の変電所から供給を受けるものとする。

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧	6,000V
ウ 需給地点	一般送配電事業者の電柱から引き込みした企業局の構内第 1 柱の第 1 支持点碍子負荷側の最初の電線接続点
エ 財産分界点	需給地点と同じ
オ 保安責任分界点	需給地点と同じ
カ 計量	常時供給分（高圧電力分）と別計量
キ 計量電圧	6,000V
ク 標準周波数	60Hz

(3) 発電設備

ア 発電設備の有無	有 非常用自家発電設備 1 基 (875kVA)
イ 蓄熱式負荷設備等の有無	無

(4) 検針

ア 自動検針装置	有
イ 検針方法	遠隔自動検針

5 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (2) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、北陸管内の旧一般電気事業者が定める標準（託送）供給条件によるものとする。
- (3) 浄水場において電力調達期間中に企業局が行う設備改修等により設備容量に変更がある場合は、企業局及び買受人は供給条件等の変更について協議を行うものとする。
- (4) 入札金額の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。また、公正取引委員会及び経済産業省が定める「適切な電力取引についての指針」を遵守すること。
なお、発電設備は非常用であり積算上は算定しないものとする。
- (5) 買受人は、富山県営水力発電所 6 箇所が発電する電力（環境価値を含む）を供給すること。また、その量に応じた環境価値を証する非化石証書を提出すること。ただし、不足する場合は、環境価値を付加した実質再エネ電気もしくは非 FIT 再エネ電源由来の電気を供給するものとする。なお、30 分同時同量は求めない。
- (6) 検針票及び 30 分デマンドデータ（昼間、夜間、日最大）を提出すること。提出方法等については、企業局と買受人とで協議を行うものとする。

6 電気料金

(1) 電気料金の算定

- ア 電気料金は、買受人の小売供給約款で定める契約の単位で、請求対象となる月の使

用電力及び電力量を基に計算される金額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に相当する金額及び消費税等相当額を合計して算定する。なお、燃料費、市場価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

イ 環境価値の対価は、電気料金に含まれるものとする。

ウ その他の要因による電気料金の調整は、北陸管内の旧一般電気事業者が定める標準約款によるものとする。

エ 国の電気料金支援事業等が行われた場合は、企業局及び買受人は電気料金について協議を行うものとする。

(2) 電気料金の相殺

富山県営水力発電所6箇所の電力受給との相殺は行わない。電力受給と電力需給それぞれで精算を行うものとする。

7 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により定めるものとする。